

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和8年2月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>札幌市では、高齢者の医療の確保に関する法律及びこれに基づく条例により、北海道後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」と言う。)が保険者となって運営する後期高齢者医療の資格管理、給付、保険料の賦課徴収事務のうち、市町村が行うとされた事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下、「番号法」という。)別表第一の59項により個人番号を利用することができるのは、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。</p> <p>1 資格に関し以下の事務を行う。</p> <p>① 後期高齢者医療の資格に関する届出(取得、喪失、住所変更、氏名変更、世帯変更、病院・施設入所等)の受付を行い、広域連合に必要な情報を提供する。</p> <p>② 被保険者に対する被保険者証の引き渡し・返還の受付を行う(再発行・更新証も含む)。</p> <p>③ 被保険者からの被保険者証再発行申請・基準収入額適用申請等の受付と広域連合への申請書送付を行う。</p> <p>2 保険給付に関し以下の事務を行う。</p> <p>① 後期高齢者の給付に関する届出(療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費等)の受付を行う。</p> <p>② 被保険者に対し、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の引き渡しを行う。</p> <p>③ 被保険者の限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の再発行申請の受付及び広域連合への申請書送付を行う。</p> <p>3 保険料の賦課に関し以下の事務を行う。</p> <p>① 保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。</p> <p>② 特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。</p> <p>③ 広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。</p> <p>④ 後期高齢者医療保険料の減免申請の受付を行い、広域連合に申請書を送付する。</p> <p>4 徴収に関し以下の事務を行う。</p> <p>① 徴収した保険料等の把握や滞納者への督促状等の送付及び滞納処分等を行う。</p> <p>② 滞納保険料の納付相談、分割納付処理、履行状況の管理を行う。</p> <p>③ 保険料過誤納金の還付・充当を行う。</p> <p>④ 保険料の口座振替処理(開始・取消・停止等)を行う。</p> <p>⑤ 保険料期割額情報の作成および管理を行う。</p>
③システムの名称	後期高齢システム、国保・介護・後期 収納管理/滞納整理システム、金融機関・財務連携代行システム、北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム(広域連合標準システム)、システム基盤(社会保障宛名)、システム基盤(税宛名)、システム基盤(個人基本)、システム基盤(団体内統合宛名)、システム基盤(市中間サーバー)、中間サーバー・プラットフォーム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の59の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法で通知することとされている事項」(第83項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められるもの」が含まれる項(第82項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課
②所属長の役職名	保険企画課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市総務局行政部行政情報課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市保健福祉局保険医療部保険企画課
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副本登録の際は、原則本人からマイナンバーの届出を求めることや、住基ネット照会を行う場合には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例として次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・USBメモリを使用して特定個人情報をやり取りする際は、使用簿での管理やパスワードによる保護を徹底する。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書庫等に保管することを徹底する。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月12日	表紙 公表日	平成27年12月24日	2017/5/12	事後	公表日の変更
平成29年5月12日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「条例」という。)	番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号)	事後	文言整理であり、重要な変更にあたらぬ。
平成31年3月7日	表紙 公表日	平成29年5月12日	平成31年3月7日	事後	公表日の変更
平成31年3月7日	I-5 ②所属長役職名	保険企画課長 木村 良彦	保険企画課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
平成31年3月7日	IV リスク対策	(なし)	項目を追加	事後	様式改定に伴う記載項目の追加のため、重要な変更にあたらぬ。
令和2年11月27日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	札幌市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	札幌市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (文言の整理)
令和2年11月27日	表紙 公表日	平成31年3月7日	令和2年11月27日	事後	公表日の変更
令和2年11月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の対象か	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ。 (時点の整理)
令和2年11月27日	IIしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の対象か	平成27年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ。 (時点の整理)
令和3年12月24日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (法改正による号数変更)
令和8年2月12日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	【人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か】 十分である 【判断の根拠】 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録や副登録の際は、原則本人からマイナンバーの届出を求めることや、住基ネット照会を行う場合には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例として次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・USBメモリを使用して特定個人情報をやり取りする際は、使用簿での管理やパスワードによる保護を徹底する。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書庫等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	重要な変更にあたらぬ。 (新様式への移行)